

学生協ニュース

No.46

東 北 大 学
(学生生活協議会広報委員会)

旧「有朋寮」建物明渡等請求訴訟判決について

平成15年3月31日をもって使用を停止した旧「有朋寮」に居住を継続している学生らに対する建物明渡等請求訴訟について、平成17年9月1日仙台地方裁判所において判決言渡がありましたので、お知らせします。

判 決 (抜粋)

平成15年(ワ)第1277号 建物明渡等請求事件
口頭弁論終結日 平成17年6月9日

主 文

- 1 被告らは、原告に対し、別紙物件目録記載の建物を明け渡せ。
- 2 被告らは、原告に対し、連帯して、平成15年4月18日から上記建物の明渡済みまで、1か月金4400円の割合による金員を支払え。(※)
- 3 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 5 この判決の第1項及び第2項は、仮に執行することができる。

※ 4400円=400円(有朋寮の1か月当たりの寄宿料)×11人(被告学生らの人数)

平成13年9月18日開催の評議会は、昭和28(1953)年開寮の有朋寮について、経年劣化による老朽化が著しく地震による倒壊や火災による焼失の危険性があることから、入寮生の生命・身体への安全確保を図るために平成15年3月31日をもって使用停止することを決定しました。使用停止決定に当たっては、平成12年9月1日に、有朋寮同様の木造寄宿舎であった昭和舎(昭和15年開寮)が夜間の不審火により短時間で全焼したことも少なからず影響しました。使用停止決定を受けて当時の入寮生に対しては、在寮期限の2年を尊重し、他寮や民間アパートへの転居支援を行った結果、ほとんどの寮生は使用停止期限までに転居しました。しかし、一部の学生は使用停止後も居住を継続し、平成15年4月7日付けで大学が出した退去命令にも応じなかったために、大学は学生に対し旧「有朋寮」の建物明渡等を求める民事訴訟の提起を仙台法務局に依頼しました。裁判は、平成15年11月27日の第1回口頭弁論を皮切りに平成17年6月9日まで延べ14回の口頭弁論を経て、このたびの判決言渡となりました。

判決では、学生らの占有権原等の争点に対して、裁判所は、次のとおり判断を下しました。

- ① 学生らの占有権原について：「被告らに有朋寮の占有権原を認めることはできない。」
- ② 有朋寮の使用停止決定について：「東北大学の有朋寮の使用停止決定には何ら瑕疵がなく、また、使用停止決定に伴う入寮生の住居の確保にも配慮したものであると解される。……有朋寮の使用停止決定に関する東北大学の裁量に重大明白な違法は認められない。」
- ③ 損害金について：学生らに対し、連帯して、平成15年4月18日から旧「有朋寮」建物の明渡済みまで、1か月金9万5200円の割合による金員を支払うよう請求していましたが、「東北大学は、現に居住している被告ら11名分の寄宿料以上の損害が発生していることの立証はない。したがって、被告らの寄宿料相当損害金は月額4400円の限度で認めるのが相当である。」